

# 記入事例

① 交付書類の **貸付限度額（年額）の計算方法について** を参考に貸付限度額（年額）を算出してください。

② 貸付限度額（年額）の範囲内（1万円単位）で、希望する借入金額（年額）を決定し、以下を参照に記入してください。

**事例1** <公立高校に進学の場合>

- 最短修業年限 …… 3年0か月 — ①
- 卒業予定年月 …… 2024年3月 — ②
- 借入希望年額 …… 100,000円 — ③

**事例2** <私立高校に進学の場合> 年間授業料：600,000円

- 最短修業年限 …… 3年0か月 — ①
- 卒業予定年月 …… 2024年3月 — ②
- 借入希望年額 …… 240,000円 — ③

**進学届**

卒業予定年月 最短修業年限  
西暦 16年 月 年 か月  
20 24 03 3 00

※ 私立のみ記入

年間授業料（私立のみ記入）  
0 20 000 円

③ 希望する借入金額（年額）  
0 100 000 0 円

**進学届**

卒業予定年月 最短修業年限  
西暦 16年 月 年 か月  
20 24 03 3 00

※ 私立のみ記入

年間授業料（私立のみ記入）  
0 600 000 0 円

③ 希望する借入金額（年額）  
0 240 000 0 円

**借用証書** 高等学校等提出用

受付番号 □ -21-29999

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。  
については、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返済する。万が一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとらせていただきます。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶものとさせていただきます。  
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについて同意いたします。

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項）  
※育英会は、奨学生の、借入の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で、借入年額を奨学生に通知する。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項）  
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付規程に定められています。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第9条及び第10条）

借入期間	②	①	借入年数	③	希望する借入金額（年額）	借入額計
2021年4月～2024年3月			3年0か月	100,000円	300,000円	

借入金額 ￥ 300,000 円 ← 同じ金額

**借用証書** 高等学校等提出用

受付番号 □ -21-29999

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。  
については、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返済する。万が一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとらせていただきます。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶものとさせていただきます。  
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについて同意いたします。

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項）  
※育英会は、奨学生の、借入の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で、借入年額を奨学生に通知する。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項）  
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付規程に定められています。  
（大阪府育英会奨学金貸付返還規程第9条及び第10条）

借入期間	②	①	借入年数	③	希望する借入金額（年額）	借入額計
2021年4月～2024年3月			3年0か月	240,000円	720,000円	

借入金額 ￥ 720,000 円 ← 同じ金額